

令和6年度「コンテンツ海外展開促進事業（国際ミュージック・マーケットの開催を通じた日本コンテンツ発信力強化促進事業）」に係る企画競争募集要領

令和6年5月31日

経済産業省

商務情報政策局

コンテンツ産業課

経済産業省では、令和6年度「コンテンツ海外展開促進事業（国際ミュージック・マーケットの開催を通じた日本コンテンツ発信力強化促進事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

世界のコンテンツ市場は、デジタル化の加速等を背景に、中長期的な成長が見込まれている。特に音楽分野においては、ポストコロナの時代を迎える中で、サブスクリプションモデルが急速に拡大するなど、世界の音楽市場におけるデジタル化が急激に進んでおり、加えて、音楽流通のあり方も、SNSやデジタルツールの活用の重要性が高まるなど、グローバルにシームレスな市場が形成されつつある。一方、日本国内の市場規模は、少子高齢化等を背景に、成長に鈍化が見られている。しかしながら、世界市場を取り巻く環境変化の中にあって、国内市場においても、売上げの大半を占めていたCD等のフィジカルディスクに偏った収益構造が変化し、近年は特にストリーミングやライブエンタメの規模が拡大するなど、国内音楽事業者においても、グローバルに開かれた市場へのアプローチが大きなトレンドとなりつつある。中長期的な視点でも、今後はグローバル市場にもさらに目を向け、日本発音楽をプロモーションしていく事によって、拡大する世界のコンテンツ市場における需要を獲得するとともに、他産業との連携による波及効果を生み出していくことが重要である。

このような観点から、本事業では、国際ミュージック・マーケットの開催を通じて、日本発音楽の魅力を世界に発信し、現地でのプロモーションにつながるネットワーク作りの機会を提供することにより、日本発音楽の国際取引活性化や新市場創出につなげることを目的とする。

2. 事業の内容

日本発音楽の魅力を世界に発信し、現地でのプロモーションにつながるネットワーク作りの機会を提供する、国際ミュージック・マーケット（以下、「イベント」という。）を開催する。イベント内では、施策として下記（１）～（３）を実施することとし、イベント終了後には、（４）を行うものとする。また、同イベントの実施に際しては、国内の主要な音楽業界・団体等との密な連携の元に行うことが求められ、加えて特定非営利活動法人映像産業振興機構が行う「コ・フェスタ（JAPAN 国際コンテンツフェスティバル）」と連携することが望ましい。

※後述の事業規模の目安は、目指すべき目標であり、必達を条件とするものではない。ただし、目標達成に向けた事業の実施方法やスケジュールに関しては、重要な項目として審査する。

※事業規模等を踏まえ可能なものについては、有料事業として計画すること。また、入場料、民間の協賛金等の外部資金を獲得するよう努力すること。なお、獲得した外部資金は、当該委託事業にかかる分のみを計上すること。自主イベント等を併催する場合等に得た外部資金を計上することは不可とする。

○イベント開催日程、開催場所

日程：令和6年11月中（うち3日程度）

場所：都内の各施設・ホール等を想定

※場所は事業者の提案によるが、後述の事業規模の目安を満たす会場とすること。

（１）海外バイヤー等の参加による商談会・ネットワーキングイベントの実施

日本発コンテンツの海外市場における持続可能な収益モデルの構築に資するビジネスマッチングモデルの確立を目的とし、音楽コンテンツを対象にした商談会等を実施すること。本イベントにおける商談会は、国内のレコード会社、音楽プロダクション等を中心に、国内の音楽業界とも密に連携しながら、主要な音楽系セラー・コンテンツセラーが出展・参加するイベントとし、海外から訪れたバイヤー等と商談・ネットワーキングを実施することとする。なお、海外からの招聘・参加対象者の選定に当たっては、世界の音楽流通のトレンドも踏まえることが望ましい。

また、ノウハウや交渉力が十分でない事業者/クリエイターが、国際ビジネスに精通したアドバイザーのサポートを受けられるような仕組みを企画し、構築すること。

なお、本商談会・ネットワーキングイベントについては、イベントの開催後も、事業期間内においては、成約・商談件数をフォローアップすることが望ましい。

<事業規模の目安（AND 条件）>

- ・ イベント総来場者数：5,000名
- ・ 招聘・参加海外バイヤー数（国・地域）：170名（30地域）
- ・ 商談・ネットワーキング数：6,000回
- ・ 参加作品総数：250アーティスト
- ・ ブース出展数：35社・団体
- ・ 参加国際企画マーケット数：15件
- ・ 成約件数：50件
- ・ 商談継続件数：100件

（２）海外進出を主なテーマとしたビジネスセミナーの実施

ビジネスマッチングの効果的な実施や他産業との連携促進に資する、国内音楽関係事業者の国際展開や新市場創出にとって有用なビジネスセミナーを実施する。日本発音楽の海外展開を進める上で最も注目度の高いテーマを抽出し、国内外の関係団体等と連携しながら、イベント開催期間中に複数のビジネスセミナーを行うこととする。

なお、実施する各テーマに関しては、世界の音楽トレンド等も踏まえながら、音楽業界やエンタメ業界にとって注目度の高いテーマを抽出し、また国内外の音楽産業の実態を十分に踏まえた内容とすること。登壇者に関しても、業界団体等のネットワークも駆使しながら、来場者の増加にも結び付くよう、本事業ならではのインパクトのあるメンバーを揃えることとする。

＜事業規模の目安＞

- ・総聴講者数：900 名程度

（３）海外進出に取り組むクリエイター・アーティストを主な出演者とするショーケースライブの実施

音楽業界においては、生のライブパフォーマンスが最高のプレゼンテーション手法であるため、本イベントでは、海外バイヤー等に向けて海外進出を目指す日本のアーティストを中心としたショーケースライブを行うこととする。ショーケースライブの視聴をきっかけとして、日本のアーティストに対する興味関心を高め、商談や成約が多く生まれることを期待し、期間中に複数のアーティストの出演が確保できることが求められる。また、当該ショーケースライブにおいては、国内外から相応の来場者が見込むことができる、新進気鋭のアーティストを選定することが求められ、加えて当該アーティストを始めとした国内アーティストの海外展開に繋がるよう、国内の音楽業界とも十分な連携の下、進められる必要がある。

＜事業規模の目安＞

- ・総来場者数：1,500 名
- ・うち海外からの来場者：400 名

（４）イベント実施の効果検証

本イベント終了後には、イベント実施の効果検証を行い、経済産業省に提出することとする。当該効果検証については、とりわけ国内の音楽産業の関係者等に対してフィードバックすることができる内容とし、本事業の実施を通じて、業界全体の海外展開に向けた気運が高まることを企図する。なお、検証に当たっては、上述の事業規模の目安に照らした実績値や、イベント開催によって日本発音楽の海外展開にどのようなインパクトをもたらしたのか等について盛り込むこととする。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月28日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただ

くとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

（１）契約形態：委託契約

（２）採択件数：１件

（３）予算規模：２５，０００，０００円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

（４）成果物の納入：事業報告書の電子媒体１部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（５）委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

（６）支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

（１）募集期間

募集開始日：令和６年５月３１日（金）

締切日：令和６年６月２１日（金）１２時必着

（２）説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和６年６月５日（水）１７時００分までにメールにてご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有しますので、１１．問い合わせへ連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和６年６月５日（水）１７時００分までに登録してください。

（３）応募書類

① 以下の書類を（４）により提出してください。

- ・申請書（様式１）
- ・企画提案書（様式２）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 11. 記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6con-bayhdole-1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１０．その他

（１）事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

（２）これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和５年１０月１６日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務 など
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（３）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（４）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

担当：腰田、木村

E-mail : koshita-masaya@meti.go.jp

kimura-yuki1@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず令和6年度「コンテンツ海外展開促進事業(国際ミュージック・マーケットの開催を通じた日本コンテンツ発信力強化促進事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上